



令和 2 年 第 2 回 総 会
会 議 録

期 日 令和 2 年 2 月 2 8 日

場 所 枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

第2回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和2年2月28日（金）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	5	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	6	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について
4	7	農地法第3条許可申請について
5	8	農地法第5条許可申請について
6	9	農用地利用集積計画の調整について
7	10	農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について
8	11	令和2年度農作業標準賃金について
9	12	枕崎市農地賃借料情報について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
2月28日	午後1時30分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第9号
		6. 提案理由の説明, 質疑
		7. 討論, 表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	沖園 強	農業委員
	2番	原田 克子	農業委員
	3番	依積田 広昭	農業委員
	4番	眞茅 文男	農業委員
	5番	鮫島 裕次	農業委員
	6番	水野 正子	農業委員
	8番	天達 範隆	農業委員
	9番	中原 敬彦	農業委員
会長代理	10番	畑野 真人	農業委員
	11番	篠原 正	農地利用最適化推進委員
	12番	依積田 正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村 貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	桑原 和英	農地利用最適化推進委員

本日の欠席委員は次のとおり

7番 楠 義文 農業委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 下山 健一
主幹兼農地係長 永江 靖博
農地係参事補 前原 光博

午後 1 時30分 開会

議長 令和 2 年第 2 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員13名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。13番有村貞雄委員、14番桑原和英委員をお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 5 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号12号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号13号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号14号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号15号は耕作者変更による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号16号は不耕作による合意解約で、利用権設定を受けた者、〇〇〇〇さん、利用権設定をした者、〇〇〇〇さんです。

整理番号17号から25号は耕作者変更による合意解約で、県地域振興公社との農地中間事業に係る利用権を解約するものです。

整理番号17号の利用権設定をした者、〇〇〇〇さん。

整理番号18号、〇〇〇〇さん。

整理番号19号、〇〇〇〇さん。

整理番号20号、〇〇〇〇さん。

整理番号21号、〇〇〇〇さん。

整理番号22号、〇〇〇〇さん。

整理番号23号、〇〇〇〇さん。

整理番号24号、〇〇〇〇さん。

整理番号25号, ○○○○さんです。

今回の合意解約は, 畑が24筆で34,791㎡です。

以上は農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について, 整理番号12号から25号までについては, 説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第5号は, 同意することに決定いたしました。

次に, 日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題といたします。

議案内容について, 事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第6号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載について説明いたします。

名簿登録番号, ○○地区30号, ○○○○さんは経営類型, 甘しょ専門型で経営面積は520aです。農業労働力は2名です。

○○さんは, 担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において, 計画書が認定されたことに伴い, あっせん譲受等候補者名簿に新規登載しようとするものです。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので, 質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載については, 承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第6号は, 承認することに決定いたしました。

次に, 日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず, 議案内容について, 事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は1件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号1号。

整理番号1号の申請地は, 里町○○番, 畑, 700㎡外16筆, 合計21,585㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、82歳、明和町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、自営業兼農業、58歳、下松町にお住まいです。

譲渡人は譲受人の母です。

譲渡事由は贈与、譲受人の受贈ということであります。

整理番号1号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号1号の申請地については8ページから13ページに掲載しております。

申請地は、畑かん地区内にあり、まかや町、〇〇を中心に半径約390mの範囲に点在しております。

整理番号1号においては、いずれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たすと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1号について、眞茅委員お願いいたします。

4番（眞茅委員）2月11日、譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと、聞取り、現地調査を行いました。

譲渡人、〇〇〇〇氏は枕崎に住む非農家です。譲受人は譲渡人の子供であり、下松町で自営業と農業を営んでおります。

筆数が多いので、しばらく時間がかかると思いますがご了承ください。

場所は事務局の説明のとおりです。

続きまして、圃場の現況を説明します。

里町〇〇、〇〇、〇〇番地について。

現況としましては、3筆が1枚の圃場となっており甘藷を耕作したあととなっております。

西側は道路を挟み畑で、東側は山林、南側は茶畑、北側は茶畑です。

続きまして、里町〇〇について。

作物は甘藷の掘り取りのあとです。

西側は道路を挟み本人の圃場、東側は道路を挟み茶畑、北側は甘藷畑、南側は茶畑となっております。

続きまして、里町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇番地について。

現況としましては、4筆が1枚の圃場となっていて甘藷の掘り取りのあととなっております。

西側は道路を挟み山林、東側は道路を挟み本人の畑、北側は茶畑、南側は茶畑です。

続きまして、まかや町〇〇番地について。

現況としましては、甘藷のハウスが設置されております。

西側は高土手があり、上は甘藷畑です。東側は道路を挟み住宅、南側は宅地、北側は宅地です。

続きまして、まかや町〇〇, 〇〇, 〇〇番地について。

現況としましては、4筆が1枚の圃場となっており、甘藷の掘り取りのあととなっております。

1筆名義変更されていない圃場がありますが、譲受人が耕作しており甘藷を耕作しています。

西側は道路を挟み茶畑、東側は山林及び甘藷畑、北側は畑及び原野、南側は道路を挟み甘藷畑と茶畑です。

続きまして、まかや町〇〇番地について。

現況としましては、作物は甘藷の掘り取りのあとです。

西側は甘藷畑、東側は茶畑、北側は法面の下に住宅、南側は道路を挟み甘藷のハウスです。

続きまして、まかや町〇〇, 〇〇, 〇〇番地について。

現況としましては、〇〇, 〇〇は1枚の圃場となっており、1段下がったところに〇〇が隣接しており、甘藷の掘り取りのあとです。

3筆1枚とみなし報告をします。西側は高土手の上に茶畑、東側は道路を挟み山林、北側は道路を挟み本人の畑、南側は甘藷畑です。

続きまして、まかや町〇〇番地について。

現況としましては、甘藷の掘り取りのあとです。

西側は甘藷畑、東側は山林、南側は山林、北側は甘藷畑と道路となっております。

平成20年頃から譲受人が耕作しており、本件取得後も甘藷を植え付ける予定とのことで、周辺農地にも支障はないものと思え、全圃場とも適切な申請ではないかと思われま

す。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第3条許可申請の整理番号1号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農地法第5条許可申請についてを議題といたします。まず、議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号7号。

整理番号7号の申請地は岩崎町〇〇, 畑, 499㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん, 団体職員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん, 無職です。

申請事由は、「現在、借家住まいのため、自分の家を持ちたく申請する。」とのことです。

申請地は16ページに掲載しております。

枕崎高校から北東約〇〇mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は水道、下水道またはガス管のうち二種類以上が埋設されている幅員4m以上の道路沿道の区域にあり、500m以内に二つ以上の学校、病院が存在する場所に位置することから、都市的環境整備農地に該当し、第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は499㎡で問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、分筆し、申請地を居宅として利用されるものです。

造成は現状のままで、整地のみです。

農地境界には、0.6mのブロック積み及びフェンスを施します。

建物は高さ5.8mの平屋であり、農地境界より6m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

続きまして、整理番号8号。

整理番号8号の申請地は岩崎町〇〇番、畑、544㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「譲受人は現在借家住まいであるが、自己の住宅を建築するため。」とのことです。

申請地は18ページに掲載しております。

岩崎町、イマキイレ石油スタンド東側〇〇mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない0.1haの小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は居宅1棟の建築です。

計画面積は544㎡であり、基準である500㎡を超えておりますが、北側及び東側の土地と1mから1.5m程度の高低差が存在するため、がけ地に近接する建築物に関する県条例において、境界よりその高さの2倍である2mから3m以上控えて建築しなければならないことから、一般住宅として利用できる有効面積は496.86㎡であり、問題ないものと思われます。

一般住宅への転用にあたり、20cmの盛土を行い、境界にはブロック積みを施します。

建物は高さ4.2mの平屋であり、境界より2m程度控えて建築します。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であります。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号7号及び8号の2件について、原田委員お願いいたします。

2番（原田委員） 2月17日に楠委員、事務局の永江係長、前原さんと現地確認を行いました。

まず整理番号7号について報告いたします。

立会人は申請者、〇〇〇〇さんの奥さんでした。

7号の申請地は、事務局の説明にありましたとおり、岩崎町に位置する農地です。転用目的は一般住宅です。

7号の申請地は、説明にありましたとおり、現在、保全管理された農地です。農地境界には、ブロック積み及びフェンスがなされ、周辺へ土砂雨水が流出するのを防止します。

西側農地境界には、農地所有者が設置した水路がありますが、流出した土が水路に入り込み、排水がなされていない部分があったため、十分な排水対策を行うよう指導しました。

また、分筆し農地として残っている部分は、申請人が保全管理を行うとのことでした。

建物は平屋であり、農地境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び東側側溝へ放流します。

生活排水も東側の下水道管へ排水します。

適切な防除計画書及び事業計画書も添付されており、やむを得ない申請ではないかと思われます。

整理番号8号について報告します。

立会人は申請人代理の〇〇行政書士事務所の〇〇さんです。

転用目的は一般住宅です。

8号の申請地は、説明にありましたとおり、岩崎町に位置する小集団の孤立した農地で、現在、保全管理されています。

転用目的は一般住宅です。

申請地北側は里道を挟んで畑がありますが、利用されずに荒廃しております。東側及び南側は山林、西側は道路です。現在、遊休化した農地です。

造成にあたり、盛土を行います。境界にはブロック積みを施し、周辺農地への土砂雨水の流出を防止します。

建物は平屋であり、境界より控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、集水柵により西側市道側溝へ放流により処理します。

生活排水は合併浄化槽で処理後、西側市道側溝に排水します。

なお、北側に荒廃した里道がありますが、周辺農地につながる道であるため、造成の際、道幅を確保するよう指摘しました。そのほか被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員） 整理番号7号ですけども、面積としては499㎡なんですけど、これは分筆しないといけないわけですか。それとも今現在、隣で枝番の9㎡が分筆されますよね、これと同時に取得ということですか。

事務局 基本的に面積制限としては500㎡以内ということでありまして、申請人のほうで500㎡で収まるような申請をしてきたところでありまして。

残された農地についてはどうするのかと聞いたところ、当面は申請人が保全管理をしていきますとのことで了承を得ているところです。

また、西側の所有者も畑でありますので、そこを取得するという考えは後にはあるということをお聞きしております。

4番（眞茅委員） わかりました。

議長 ほかにはございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農地法第5条許可申請の整理番号7号及び8号の2件については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 説明の前に議案書の訂正をお願いいたします。21ページ、22ページが前後しております。入れ替えて読んでいただくと共に、ページ番号21ページ、22ページの入れ替えをお願いいたします。

日程第6号議案第9号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号24-1号から40号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇さん外16名、利用権設定をする者、〇〇〇〇さん外53名で、設定面積は、田が4筆1,863㎡、畑が97筆90,419㎡、樹園地が2筆1,521㎡です。

次に所有権移転です。

整理番号1号、譲渡人は白沢西町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は緑町にお住まいの〇〇〇〇さんです。

経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は4筆で、5,803㎡です。

整理番号2号、譲渡人は国見町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は国見町にお住まいの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う贈与による所有権移転です。移転面積は713㎡です。

整理番号3号、譲渡人は国見町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は国見町にお

住まいの〇〇〇〇さんで、経営規模拡大に伴う売買による所有権移転です。移転面積は460㎡です。

以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積計画の調整のうち、利用権設定の整理番号24-1号から40号まで、並びに所有権移転の整理番号1号から3号までについては、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第9号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

次に、日程第7号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号議案第10号整理番号1号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る除外のための意見書(案)について説明いたします。

申請人は鹿児島市荒田1丁目〇〇、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇さんです。

太陽光発電売電業を営まれています。

申請地は枕崎市別府〇〇と〇〇で小塚集落北西部にあり、農用地区域の外周部に位置し、登記地目、現況地目とも原野となっています。

申請地は、太陽光発電施設として利用いたします。代替地は得られず農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれ無く、農業振興地域整備計画変更についてはやむを得ないものと思われま

以上です。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1号について、原田委員お願いいたします。

2番(原田委員) 2月17日、楠委員、篠原推進委員、事務局の永江さん、前原さんと現地調査を行いました。

申請地は事務局の説明のとおりです。

農用地区域の外周部に位置し、土砂雨水対策も行われることから、周辺農地への影響もなく、計画変更については特に問題のないものと思われま

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第7号農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8号令和2年度農作業標準賃金についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第8号議案第11号令和2年度農作業標準賃金につきまして説明いたします。

農作業標準賃金の設定につきましては、毎年見直しを行い農業委員会の承認を経て、次年度の農作業賃金の目安として公表をしているところです。

鹿児島県の最低賃金が令和元年10月で改定され、1時間あたり790円となりました。

本市は現在、一般農作業賃金の日額は6,100円で、時間単価にしますと、県の最低賃金の時間単価を下回ることから、鹿児島県の最低賃金790円を日額に換算した6,320円の10の位を切り上げ、日額6,400円以上としています。

その他の作業賃金については、令和元年度と同額となっています。

これらの標準賃金の設定につきましては、市の農林技術協会に提案し、作成いたしました。

以上の様に改定したいと考えております。

以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第8号令和2年度農作業標準賃金については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第9号枕崎市農地賃借料情報についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第9号議案第12号枕崎市賃借料情報についてご説明申し上げます。

昨年1月から12月に利用権が設定されたものを表にまとめてあります。

賃借料情報につきましては各農業委員会が実際の賃借料を集計し、平均額、最高額、最低額など、地域の実勢額を提供することとなっています。

本市においては、田、畑、樹園地の利用状況ごとに基盤整備地域と未整備地域で提供を行っています。

ただし、田につきましては賃借件数が少ないため、基盤整備地域と未整備地域の区分をせずに、市全体での提供を行っています。

この標準額はあくまで「目安」であり、生産性及び利用上の条件等を考慮し、相互の話し合いで決めていただくこととなります。

説明につきましては以上です。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

4番（眞茅委員） この単価については、下げることは可能なんでしょうか。

事務局 これにつきましては目安ということになりますので、実際、耕作条件等で金額は変わってくると思います。

あくまで最終的には出し手、受け手の協議で額は変えていただくと。およその相場をわかっていたいただきたいという意味での掲載となります。

4番（眞茅委員） これで決定されるとなかなか、貸す人がこれを見たらこれが当たり前の単価だと思って、借りる人はこれ以上、下げられないですよ、現実としては。双方の合意のもとなんですけども、基準がこうなっていればこうじゃないかと言われた場合は、ちょっと問題が出てきやしないだろうかと思ひまして。

事務局 ここに出ている数字はあくまでも昨年1年間の実績ということで、最低賃金の欄を見ていただきますと、それなりに安い額が出ているんじゃないかと。

一般的に考えてこれより低い設定での額というのは、ごく稀な案件ではないかと思ひます。こちらに載っている数字につきましては、あくまで令和元年の実績ということでご理解いただきたいと思ひます。

4番（眞茅委員） わかりました。

議長 広告はどういう形で。

事務局 この標準賃金と賃借料情報につきましては一覧表にまとめまして、市の広報紙で全戸配布いたします。

議長 広報紙であくまでも目安ということで。

ほかにはございませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第9号枕崎市農地賃借料情報については、事務局の説明のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了いたしましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 2 時07分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 沖園 強 _____

会議録署名委員 有村 貞雄 _____

会議録署名委員 桑原 和英 _____